

(仮称)

大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）

「水の官民連携」包括業務委託

要求水準書（素案）

令和8年9月

奈良県

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (要求水準書の位置付け)	1
第3条 (事業期間)	1
第4条 (業務範囲)	1
第5条 (対象施設)	1
第6条 (業務履行原則)	1
第7条 (実施体制)	2
第8条 (地元企業活用)	2
第2章 統括マネジメント業務	3
第9条 (統括マネジメント)	3
第10条 (実施体制)	3
第11条 (統括管理責任者)	3
第12条 (業務責任者等)	3
第13条 (事業実施計画)	3
第14条 (セルフモニタリング)	3
第15条 (情報管理)	4
第16条 (工事等への協力)	4
第3章 運転管理業務	5
第17条 (基本事項)	5
第18条 (運転操作監視)	5
第19条 (保守・点検整備)	5
第20条 (保守点検 (土木・建築構造物))	5
第21条 (台帳整備)	5
第22条 (水量管理)	6
第23条 (水質管理)	6
第24条 (水質試験)	6
第25条 (汚泥管理)	6
第26条 (廃棄物管理)	7
第27条 (修繕)	7

第 28 条	(調達管理)	7
第 29 条	(電力管理)	7
第 30 条	(保安管理)	8
第 31 条	(臭気管理及び生活環境保全)	8
第 32 条	(環境整備)	8
第 33 条	(水質試験室の維持管理)	8
第 34 条	(見学者対応)	8
第 35 条	(その他の業務)	9
第 4 章	管路施設維持管理業務	10
第 36 条	(基本事項)	10
第 37 条	(巡視・点検)	10
第 38 条	(管内・人孔内調査)	10
第 39 条	(要対策損傷の報告及び対応方針の協議)	11
第 40 条	(修繕)	12
第 41 条	(性能発注への移行)	13
第 42 条	(台帳整備)	13
第 43 条	(官公署等への手続)	14
第 44 条	(周辺住民等への対応)	14
第 5 章	更新計画策定業務	15
第 45 条	(基本事項)	15
第 46 条	(実施体制及び配置技術者)	15
第 47 条	(照査)	15
第 48 条	(成果物)	15
第 6 章	その他業務	16
第 49 条	(地下埋設物協議)	16
第 50 条	(住民対応)	16
第 51 条	(環境保全協議会)	16
第 52 条	(省エネ法の報告、省エネ(小)委員会)	16
第 53 条	(安全協議会)	16
第 54 条	(関係法令に基づく届出等)	17
第 55 条	(人材育成)	17
第 56 条	(産官学連携)	17
第 57 条	(広報・教育)	18

第7章 プロフィットシェア	19
第58条（目的及び基本的な考え方）	19
第59条（対象となるコスト縮減）	19
第60条（業務改善提案の手続）	20
第61条（縮減額の算定及び確認）	20
第62条（分配及び事業への再投資）	21
第63条（知的財産及び成果、償却資産の取扱い）	21
第8章 既存施設等の確認	22
第64条（事業開始時確認）	22
第65条（契約終了時（事業期間満了時）確認）	22
第66条（契約解除時確認）	22
第67条（確認方法）	22
第68条（確認対象）	23
第69条（契約不適合に対する措置）	23
第9章 移行期間	24
第70条（奈良県及び受託者の役割）	24
第71条（基本実施計画）	24
第72条（移行期間中の習得事項）	24
第73条（奈良県の実施体制）	24
第74条（移行期間の延長）	24
第10章 施設改良等	26
第75条（施設改良等）	26
第11章 業務報告書類	27
第76条（業務報告書類）	27
第12章 モニタリング及び要求水準未達時等の措置	28
第77条（モニタリング）	28
第78条（要求水準未達時の措置）	28
第79条（不可抗力等による協議）	28
第13章 危機管理	29
第80条（危機管理計画書）	29
第81条（危機管理の対象及び役割分担）	29
第82条（緊急時対応）	29
第83条（水防計画）	29

第 14 章 契約終了時の措置	30
第 84 条 （業務引継書）	30
第 85 条 （契約終了時の引継ぎ）	30
第 86 条 （設備等の取扱い）	30

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、奈良県が実施する流域下水道事業のうち、大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区の下水道施設である第二浄化センター及び管路施設の運転維持管理並びに関連する計画策定支援等を包括的に委託し、受託者の創意工夫を活用しながら、安定的かつ効率的な下水道事業運営を図ることを目的とする。

2 本業務は、①長期契約（10年間）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件を充足する水の官民連携（ウォーターPPP：レベル3.5）の枠組みに沿って実施する。

(要求水準書の位置付け)

第2条 本要求水準書は、契約書、提案書、その他関係書類と一体となって本業務の履行条件を構成し、受託者が満たすべき最低限の要求事項を定めるものである。

(事業期間)

第3条 本業務の事業期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から業務開始前までの期間を移行期間とし、移行期間の詳細は、第9章による。

(業務範囲)

第4条 受託者が実施する業務は、統括マネジメント業務、運転管理業務、管路施設維持管理業務、更新計画策定業務、その他の業務とする。

(対象施設)

第5条 本業務の対象施設は、第二浄化センター（スポーツ広場を除く）及び管路施設とする。対象施設の範囲、施設概要、配置図、建築構造物一覧及び管路施設諸元は、別紙1による。

(業務履行原則)

第6条 受託者は、関係法令、契約書、本要求水準書及び別紙に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、要求水準を継続的に確保すること。

2 本要求水準書は、本業務を実施する上で、受託者が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は受託者の創意工夫による提案をもとに、奈良県及び受託者の合意によって決定すること。

(実施体制)

第7条 受託者は、事業期間を通じて、本業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を継続的に確保するため、業務全体を統括するマネジメント体制及び各業務の実施に必要な体制を構築し、効率的かつ機能的な実施体制を維持すること。実施体制及び有資格者の配置の詳細は、別紙2による。

(地元企業活用)

第8条 受託者は、各業務を委託又は発注するにあたって、適切に受注者を選定し、業務管理を行うこと。特に、安定的な資機材の調達、災害等緊急時の即時対応といった観点から、地元企業の活用、連携について積極的に取り組むこと。

第2章 統括マネジメント業務

（統括マネジメント）

第9条 受託者は、個別業務を一体的に統括し、事業期間を通じて安定的かつ効率的なサービスを提供すること。

（実施体制）

第10条 受託者は、本業務全体を統括する体制及び各業務の実施に必要な体制を構築し、指揮命令系統、連絡調整方法、意思決定体制及び緊急時対応体制を明確にすること。

2 受託者は、各業務について、本事業に係る募集要項に定めた資格を有する企業に担当させるとともに、別紙2に定めるところにより、各業務責任者及び必要な資格を有する担当者を配置させ、事業期間において全体の管理を行うものとする。

3 受託者は、各業務に配置する責任者や担当者等について、契約後に奈良県が指定する様式に基づき、その氏名その他必要な事項を提出すること。

（統括管理責任者）

第11条 受託者は、本業務全体を統括する統括管理責任者を配置し、奈良県との窓口、業務全体の調整、課題対応及び意思決定を行わせること。

（業務責任者等）

第12条 受託者は、各業務について業務責任者、主任者、管理技術者その他必要な担当者を配置し、所掌業務を適切に管理させること。責任者、資格要件及び業務履行において法令上直接必要とする資格は、別紙2のとおりとし、受託者で確保すること。

（事業実施計画）

第13条 受託者は、5箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、修繕計画書、緊急時対応計画書その他必要な計画書を作成し、奈良県に提出すること。計画書の構成及び提出時期は、別紙3による。

（セルフモニタリング）

第14条 受託者は、要求水準の達成状況及び業務品質を継続的に確認するため、セルフモニタリングを実施し、セルフモニタリング結果を奈良県に提出し承諾を受けたうえで、必要な改善を行うこと。

(情報管理)

第15条 受託者は、運転管理、保守点検、修繕、調査、品質管理、危機管理、その他本業務に関する情報を適切に記録及び管理し、奈良県の求めに応じて提示又は提出できるようにすること。

(工事等への協力)

第16条 受託者は、奈良県が本事業に関連する工事等の発注を行うときに、必要に応じて資料提供等に協力すること。

- 2 奈良県が発注した工事等において、受託者の運転管理等に配慮が必要な事項がある場合は、奈良県と受託者で協議の上、協力すること。

第3章 運転管理業務

(基本事項)

第17条 受託者は、第二浄化センターの運転管理及び維持管理を主体的に実施し、下水を連続的かつ安定的に処理するとともに、現行水準の維持及び向上を図ること。また、第二浄化センターの土木施設及び建築施設の機能を維持し、事故防止及び長寿命化に資する維持管理を行うこと。

(運転操作監視)

第18条 受託者は、水処理、汚泥処理、雨水ポンプ関連設備、その他本件施設の運転監視及び操作を適切に実施し、施設機能を安定的に維持すること。

- 2 奈良県が実施する業務及び工事、その他事業において、受託者の運転管理上の配慮が必要な事項がある場合は、奈良県と受託者で協議の上、運転調整・立会等に協力すること。

(保守・点検整備)

第19条 受託者は、本件施設の設備を対象とし、別紙 4 に示す指針等に基づいて日常点検、定期点検及び法定点検を行い、その結果を基に適切に整備、修繕を行うこと。調査対象、頻度、判定基準及び成果品は、別紙 14 による。

(保守点検（土木・建築構造物）)

第20条 受託者は、処理場内の土木・建築構造物について、日常点検、定期点検及び法定点検を実施すること。点検対象、頻度及び記録様式は、別紙 14 による。

- 2 受託者は、対象建築物（屋外広告を含む）、建築設備及び防火設備について、建築基準法第 12 条点検に基づく定期点検を実施すること。実施年度及び対象は、別紙 14 による。屋外広告の保守点検は、奈良県屋外広告物条例、奈良県屋外広告物安全点検実施ガイドライン等の法令、基準を遵守すること。

(台帳整備)

第21条 受託者は、改築、修繕、点検、調査結果、その他必要な情報を AMDB（アセットマネジメントデータベース）等に適切に反映すること。

- 2 受託者は、奈良県が指示するすべての資産に関して、AMDB に内蔵される点検表を使用し各種点検を行い、AMDB に点検結果の登録を行うこと。少なくとも点検日時、点検期間、点検結果、点検時の写真（点検で異常が発見された場合のみ）を登録することとし、これ以上の情報の登録に努めること。各種点検及び点検結果の登録は各年度の上半期内に完了するよう努めること。

(水量管理)

第22条 受託者は、流入下水水量及び降雨等の変動を把握し、施設能力を適切に活用して安定した処理機能を確保し、施設からの溢水防止に努めること。想定水量及び処理対象水量は、別紙5による。

(水質管理)

第23条 受託者は、流入水質及び放流水質を継続的に把握し、別紙5に定める流入下水水量及び別紙6に定める流入水質に関する基準の範囲の流入下水に対して、関係法令及び別紙6に定める放流水質要求水準を満足するよう運転管理を行うこと。

- 2 受託者は、放流水質の各回の測定値が別紙6に定める放流水質目標を満足しない場合は、迅速に原因を調査し、改善計画を作成の上で、改善措置を実施すること。その際、逐次奈良県に進捗を報告し、奈良県の確認及び助言を受けること。
- 3 受託者は、放流水質の各回の測定値が関係法令もしくは別紙6に定める放流水質要求水準を満たさない場合は、直ちに奈良県に報告するとともに応急措置を行うこと。また、迅速に原因を調査し、改善計画を作成の上で、改善措置を実施すること。その際、逐次奈良県に進捗を報告し、奈良県の確認及び助言を受けること。
- 4 受託者は、測定した放流水が測定時の放流水質の実態を代表するものでないとの疑義がある場合は、奈良県と協議のうえその測定値を要求水準の評価対象から除外することができる。
- 5 奈良県は、月間及び年間の業務実施状況について、報告書、現地確認、ヒアリング、放流水等の試料の分析その他必要な方法により別紙20に示す内容について確認を行う。受託者はこれに協力すること。

(水質試験)

第24条 受託者は、流入下水、処理工程、汚泥及び放流水質の状況を把握するため、必要な採水、測定、分析及び評価を実施し、結果を運転管理へ反映すること。水質試験の項目、頻度、採水箇所及び方法は、別紙7による。

(汚泥管理)

第25条 受託者は、汚泥を適切に引抜き、濃縮及び脱水により減量化を図るとともに、脱水ケーキ含水率、その他の管理基準を満足するよう努めること。詳細は、別紙8による。

- 2 受託者は、受託者の責により脱水ケーキ含水率の各回の測定値が別紙8に定める要求水準を満足しない場合は、直ちに奈良県に報告するとともに応急措置を行うこと。また、改善計画を作成し奈良県の確認を受けた上で、改善措置を実施すること。

- 3 受託者は、奈良県が実施する汚泥の抜取検査に協力すること。

(廃棄物管理)

- 第26条 受託者は、本件施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物を関係法令に基づき、処理場施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理し、必要な連絡調整、記録及び報告を行うこと。受託者が管理すべき廃棄物のうち汚泥の想定量は、別紙9による。
- 2 廃棄物のうち汚泥（し渣を含む）の運搬及び処分の各社との契約は奈良県が行う。なお、複数者との契約を想定しており、各者と運搬及び処分量を定めた契約を想定している。
 - 3 受託者は、第2項の契約の範囲内において、各契約先との日々の運搬及び処分に係る連絡調整を行い、円滑な処理場運転を実施するものとする。
 - 4 受託者は、汚泥（し渣を含む）のマニフェスト管理を行い当該月度の廃棄物搬出量を確認し、奈良県に報告すること。奈良県はその報告を受け、運搬及び処分の契約を締結する者に運搬処分費を支払うものとする。
 - 5 受託者は、一般廃棄物及び汚泥を除く産業廃棄物の運搬及び処分の契約を行い、適正に管理及び処分する。

(修繕)

- 第27条 受託者は、別紙10に示す計画修繕及び突発修繕を実施し、施設機能を維持すること。
- 2 受託者は、修繕業務の実施に当たり、建設業法その他関係法令を遵守し、当該修繕内容に応じて必要な建設業許可を有する者に施工させること。

(調達管理)

- 第28条 受託者は、運転管理に必要な薬品、資材、燃料、消耗品、その他物品を適切に調達及び管理すること。薬品仕様、実績及び管理方法は、別紙11による。

(電力管理)

- 第29条 受託者は、本件施設におけるエネルギーの使用状況を継続的に把握し、施設の安定的な運転、放流水質その他の要求水準を確保しながら、エネルギー使用の合理化及び温室効果ガス排出量の低減に努めるものとする。
- 2 受託者は、毎年度、電力使用量の計画値及び処理水量当たり電力量の目標値を設定し、年間事業実施計画書に記載して奈良県の承諾を得るものとする。受託者は、放流水質その他の要求水準を満足した上で、年間電力量原単位が目標値を著しく上回らないように運転管理を行うこと。

- 3 実績値と計画値又は目標値との間に年間事業実施計画書に定めた差異が生じた場合、受託者は原因を分析し、その結果及び必要な改善措置を奈良県に報告するものとする。
- 4 受託者はエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を過去5年度間の年平均1%以上、かつ前年度比1%以上低減させるように努めなければならない。

(保安管理)

第30条 受託者は、第5条の対象施設に係る門の開閉、入退場管理、不審者侵入防止、不法投棄防止、その他施設保安に必要な措置を講じること。受託者は、当該業務の実施に当たり、必要な資格を持つものに実施させること。

(臭気管理及び生活環境保全)

第31条 受託者は、臭気の発生及び拡散を防止し、周辺生活環境への影響を最小限に抑制すること。

脱臭設備、活性炭交換、消臭剤使用等の詳細は、別紙11及び別紙12による。

- 2 受託者は、本施設が地域住民と共存する施設であることを十分認識し、臭気に起因する周辺環境への影響低減に努めるとともに、地域との良好な関係の維持及び信頼確保に配慮した施設運営を行うこと。

(環境整備)

第32条 受託者は、清掃、除草・剪定、備品管理、その他環境整備を適切に実施すること。受託者は、当該業務の実施に当たり、必要な資格を持つものに実施させること。清掃対象箇所、除草・剪定範囲は、別紙13に示す。

(水質試験室の維持管理)

第33条 受託者は、水質試験及び分析業務を適切に実施できるよう、既設の水質試験室及び付帯設備について、試験室機能の維持、水質試験関係の備品及び器具の管理、試薬等の管理、安全衛生管理、分析能力の確保、データ及び記録の管理を行うこと。水質試験関係の備品、水質試験室を維持するための法的要件は、別紙13に示す。

(見学者対応)

第34条 受託者は、施設見学者の受付、調整、案内、説明、資料配布及び奈良県が指示するイベント対応を実施すること。

- 2 受託者は、奈良県の要請に応じて、施設の案内・説明を実施すること。

(その他の業務)

第35条 受託者は、本件施設敷地内の萱野川沈砂池、遊水池、水路、排水ポンプ・ゲート等施設の適切な点検・管理（揚砂及び運搬処分を含む）を行い、常に正常な運転が可能となるよう維持すること。なお、雨水排水ポンプは、高田川の水位の上昇により自動的に起動するため、起動時及び停止時に地元関係者への連絡を行うこと。

- 2 受託者は、本件施設への入電対応及び受付業務を行うこと。
- 3 受託者は、本件施設管理区域内のネズミ昆虫等生息状況調査及びそれらの駆除（蜂の巣撤去を含む）を実施すること。受託者は、当該業務の実施に当たり、必要な資格を持つものに実施させること。
- 4 受託者は、悪質な下水の流入により反応槽内生物が死滅しないよう、悪水等の異常流入調査を行い、集積したデータ・知見により安定した水処理運転につなげること。これまでに本件施設で頻発している異常流入については、別紙 13 に示す。

第4章 管路施設維持管理業務

(基本事項)

第36条 受託者は、管路施設の機能を良好に維持し、事故防止及び長寿命化に資する維持管理を行うこと。

2 管路施設維持管理業務の各業務について、以下のとおり業務を実施すること。

一 巡視・点検（第 37 条）は、仕様に基づき業務を実施すること。

二 管内・人孔内調査（第 38 条）は、要求水準を満足するように業務を実施すること。

三 修繕（第 40 条）は、第 39 条の協議により修繕を実施すると決定した箇所について、当該箇所の適切な修繕を求める要求水準を満足するように業務を実施すること。

四 台帳整備、官公署等への手続及び周辺住民等への対応は、仕様に基づき業務を実施すること。

3 前項第三号の修繕については、第 41 条により事業期間中に全面的な性能発注へ移行することを目指すものとする。

4 受託者は、本章に基づき実施した巡視、点検、調査、協議及び修繕の記録を一元的に管理し、第 5 章の更新計画策定業務及び第 41 条の移行判断に活用できる状態に維持すること。

5 管路施設維持管理業務における調査、要対策損傷の抽出、対応方針の協議、修繕及び改築の基本的な取扱い、別紙 23「管路施設維持管理業務における調査・修繕及び性能発注への移行フロー」によるものとする。

(巡視・点検)

第37条 受託者は、管路、マンホール及びマンホール蓋について、地上からの巡視およびマンホール内の目視調査、管口点検を実施すること。点検対象、頻度及び記録様式は、別紙 14 による。

2 受託者は、地震、豪雨その他の異常時には、臨時の巡視を実施し、その結果を速やかに奈良県に報告すること。臨時巡視の対象範囲は、あらかじめ奈良県と協議の上決定する。

3 受託者は、巡視及び点検により異常を確認した場合は、直ちに奈良県に報告し、必要に応じて第 38 条の調査又は第 40 条の一次対応を実施すること。

(管内・人孔内調査)

第38条 受託者は、管路施設の状態を把握するため、マンホール目視調査、本管潜行目視調査、TV カメラ調査、その他必要な調査を実施し、調査結果を記録及び報告すること。調査対象、頻度、判定基準及び成果品は、別紙 14 による。

2 本条の業務において受託者に求める要求水準は、次の各号のとおりとする。

- 一 国のガイドライン及び奈良県が示す判定基準に従い、対象区間の損傷を漏れなく抽出すること。
- 二 特に緊急度Ⅰ又は緊急度Ⅱの判定に必要となる損傷については、見落としのない調査を実施すること。
- 3 使用機材及び調査手法は受託者の提案によるものとする。ただし、ひび割れ幅、腐食、継手ずれその他の損傷を適切に判定できる精度を有する機材を使用すること。この場合であっても、年度ごとの調査対象区間及び調査延長は、別紙 14 に定めるところによる。
- 4 受託者は、調査結果を路線番号、マンホール番号及びスパン単位で整理し、健全度・緊急度の判定結果を付して奈良県に報告するとともに、第 42 条により台帳に反映すること。
- 5 奈良県が既に調査を実施した区間については、奈良県が提供する調査結果を前提とする。ただし、受託者は、現地の状況から当該調査結果に疑義があると認めるときは、奈良県に報告すること。

(要対策損傷の報告及び対応方針の協議)

- 第39条 受託者は、第 38 条の調査により要対策損傷を抽出したときは、奈良県が指定する様式により、当該損傷の一覧を奈良県に報告すること。一覧には、路線番号、マンホール番号、スパン番号、口径、延長、損傷の区分及びランク、緊急度、推奨する工法及びその選定理由、概算額及び実施希望年度を記載する。
- 2 奈良県及び受託者は、前項の報告に基づき、要対策損傷ごとに次の各号の区分により対応方針を協議し、決定するものとする。
 - 一 受託者が当年度又は本年度以降に修繕を実施するもの
 - 二 奈良県が実施するもの（第 40 条第 5 項に該当するものを含む。）
 - 三 当面对応を行わず、経過観察とするもの
 - 3 奈良県は、第 1 項の報告を受けた日から奈良県が指定する期間内に、前項の協議に係る回答を行うものとする。当該期間内に回答がない場合は、受託者の報告のとおり対応方針が決定されたものとみなす。
 - 4 第 2 項の協議の結果は、損傷ごとの区分、判断の理由及び協議年月日を明記した記録として受託者が作成し、奈良県の確認を得た上で事業期間中保存するものとする。
 - 5 第 2 項第二号又は第三号に区分された損傷に起因して生じた事象に係るリスクは、奈良県が負うものとする。ただし、受託者の報告に誤り又は抽出漏れがあった場合は、この限りでない。
 - 6 受託者は、年度ごとに前各項の協議結果を反映した修繕計画書を作成し、第 1 章に定める年間事業実施計画書に含めて奈良県に提出すること。

(修繕)

第40条 受託者は、第39条第2項第一号に区分された箇所、および突発的な損傷等が生じた箇所について、当該箇所の損傷の程度、埋設条件及び将来の改築計画を踏まえて適切な修繕を実施し、下水道機能を回復させること。詳細は、別紙10による。

- 2 受託者は、巡視、点検、住民等からの通報その他により突発的な損傷を確認したときは、奈良県と受託者の協議により決定した時間内に現地に到着し、交通規制、他の潜在リスクの探知その他の安全確保のための一次対応を行い、直ちに奈良県に報告すること。
- 3 前項の突発的な損傷に対する修繕（以下「突発修繕」という。）については、第39条第2項の区分に準じ、受託者は速やかに奈良県と協議する。ただし、人命又は公衆の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は、受託者の判断により必要な措置を先行し、事後すみやかに報告することができる。
- 4 受託者は、修繕の工法選定に当たり、奈良県の施工実績及び工法別の適用条件を踏まえ、ライフサイクルコストの観点から工法を選定すること。
- 5 次の各号のいずれかに該当する損傷は、本業務による修繕の対象外とし、奈良県が実施する。この場合においても、当該損傷の抽出、報告及び工法の提案は、受託者の業務範囲に含まれるものとする。
 - 一 当該年度の修繕費の上限額の範囲を超えることとなるもの
 - 二 損傷が一定区間に渡り連続している場合、腐食が著しい場合その他修繕による対応が適当でないと協議により判断されたもの
- 6 前項第一号の上限額の取扱いは、別紙10による。年度内に修繕費の実績が上限額に達しないことが見込まれる場合又は上限額を超えることが見込まれる場合の手続についても、同別紙に定めるところによる。
- 7 受託者は、修繕業務の実施に当たり、建設業法その他関係法令を遵守し、当該修繕内容に応じて必要な建設業許可を有する者に施工させること。
- 8 受託者が実施した修繕について、当該修繕の完了の日から奈良県が指定する期間内に同一箇所において同一の原因による損傷が再び生じた場合は、受託者の負担により必要な措置を行うものとする。ただし、受託者の責に帰すべき事由によらないことを受託者が立証した場合は、この限りでない。

(性能発注への移行)

第41条 受託者は、第40条の修繕について、第39条の協議を経ずに受託者が修繕箇所を選定し、実施する方式（以下「全面的な性能発注」という。）への移行を、業務開始から概ね5年以内を目処に目指すものとする。

2 移行の単位は、奈良県が指定する一連区間及び路線とする。一連区間の一部のみを対象とする場合は、これを認めない。

3 受託者は、次の各号の要件をいずれも満たす場合に限り、当該一連区間について移行の協議を申し出ることができる。

一 当該一連区間について、受託者自らが第38条の調査を完了し、かつ当該調査結果が第42条により台帳に反映されていること。

二 移行後に適用する性能指標、その測定・評価方法及び未達成時の是正の手順が、受託者から提案され、奈良県の承諾を得ていること。

三 移行後に受託者が負うこととなるリスクについて、受託者による評価が行われていること。

4 奈良県は、前項の協議申出を受けたときは、要件の充足を確認し、移行の可否、移行時期及び移行後の条件を決定する。移行に係る協議は、奈良県又は受託者のいずれからも申し出ることができる。

5 移行の前後を通じて、別紙14に定める要求水準と同等以上の水準が確保される場合、移行したこと自体を理由とする委託料の変更は行わない。移行後の清算の方法は、契約書による。

6 移行後において、性能指標の未達成が継続する場合その他奈良県が必要と認める場合は、奈良県は、受託者に対し是正措置を求めた上で、当該一連区間について第39条の協議を介す方式に戻すことができる。

7 奈良県と受託者の協議の結果、移行が困難と判断された区間については、本書の要求水準により継続して実施するものとする。なお、移行困難と判断に至った経緯等を記録し、報告書を奈良県に提出すること。

(台帳整備)

第42条 受託者は、改築、修繕、点検、調査結果、その他必要な情報を下水道管路台帳システム等に適切に反映すること。

2 前項の反映は、当該業務を実施した年度中に完了すること。修繕については、使用した工法、材料及び施工年月日を含めて記録すること。

(官公署等への手続)

第43条 受託者は、管路調査、道路上作業その他必要な作業に先立ち、道路使用、交通制限等の許可申請又は届出を行い、許可書等の写しを奈良県に提出すること。

(周辺住民等への対応)

第44条 受託者は、管路調査、維持修繕の実施に先立ち、周辺住民等への必要な事前周知を行うと共に、作業に係る一切の苦情について対応すること。

第5章 更新計画策定業務

（基本事項）

第45条 奈良県における実績や AMDB 等に蓄積されたデータ及び本要求水準書の「第3章 運転管理業務」及び「第4章 管路施設維持管理業務」で蓄積された維持管理情報を活用しながら、効果的かつ実現可能な更新計画策定業務を実施すること。詳細は、別紙15による。

- 2 受託者は、奈良県の経営戦略や財政収支見通し、関連する上位計画等と整合を図った計画策定を行うこと。
- 3 受託者は、奈良県が策定する奈良県内の流域下水道の他処理区のストックマネジメント計画と整合を図った計画策定を行うこと。
- 4 受託者は、計画策定の際は奈良県と打合せを実施し、意見を反映させること。

（実施体制及び配置技術者）

第46条 受託者は、業務の実施に当たっては、流域下水道事業の事業環境や本件施設の特質等を十分理解し、確実に業務を遂行できるよう十分な業務実施体制でこれに臨むものとする。

- 2 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。また、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置すること。

（照査）

第47条 受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な整理を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、業務に誤りがないよう努めなければならない。

（成果物）

第48条 成果物、提出部数、照査事項及び参考図書は、別紙15による。

第6章 その他業務

（地下埋設物協議）

第49条 受託者は、地下埋設物事前調査協議、照会対応、回答案作成及び関連会議対応を実施すること。詳細は、別紙 16 による。

（住民対応）

第50条 受託者は、住民からの問い合わせ又は苦情に一次対応し、記録を作成して奈良県に報告すること。常に適切な対応を行い、周辺の住民の信頼と理解、協力を得られるよう努めること。

（環境保全協議会）

第51条 受託者は、奈良県が開催する環境保全協議会において、本事業に係る部分の資料作成と協議会での説明及び質疑応答の対応を行う。

（省エネ法の報告、省エネ（小）委員会）

第52条 受託者は、エネルギーの使用の合理化等に関する法令その他関係法令を遵守し、第二浄化センターに係るエネルギー使用状況の把握及び管理を適切に行うとともに、法令に基づき必要となる定期報告書等の作成を行い、奈良県が行う国への報告を支援すること。

2 受託者は、奈良県が定める更新計画その他の方針に基づき、省エネルギーに係る運転改善、設備更新その他の取組について継続的に検討し、必要な提案を行うとともに、その実施状況の検証及び効果分析を行うこと。

3 受託者は、本件施設における省エネルギー小委員会（原則として月 1 回開催される運転管理定例会議を含む。）及び奈良県流域下水道センターにおける省エネルギー委員会（原則として年 1 回開催）において、必要な資料の作成、出席及び報告を行い、省エネルギーに関する取組状況、実施効果及び改善方策等について、適切な情報提供及び説明を行うこと。

（安全協議会）

第53条 受託者は、奈良県が必要と認めた場合、奈良県が発注した工事の受注者が開催する安全協議会に出席し、労働安全衛生法、下水道法、その他関係法令を遵守し、下水道施設特有の危険環境に対応した安全衛生管理体制を構築すること。

2 受託者は、奈良県が発注した工事の受注者と必要な協議及び調整を行うこと。

(関係法令に基づく届出等)

第54条 受託者は、奈良県において行う必要がある道路法、河川法、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、計量法、水道法、統計法、省エネ法等に基づく点検及び届出の資料作成等について、奈良県の指示により行うこと。

(人材育成)

第55条 受託者は、本事業を安定的かつ持続的に実施するため、本事業に必要な知識及び技術を有する人材の確保及び育成並びに技術及びノウハウの継承に努めるものとする。

- 2 受託者は、本事業を安定的かつ持続的に実施するため、本事業に必要な人材の確保、育成及び技術・ノウハウの継承に関する計画（以下「人材育成・技術継承計画」という。）を作成し、事業開始前に奈良県の承諾を得るものとする。受託者は、同計画を毎年度見直し、年間事業実施計画書に反映するものとする。
- 3 人材育成・技術継承計画には、必要な知識、技能及び資格、要員確保の方針、教育・研修及びOJTの内容、技術継承の方法、実施時期、対象者、実施責任者並びに効果確認の方法を記載するものとする。
- 4 受託者は、奈良県職員の監督、モニタリング、事故・災害対応、施設管理及び更新判断に必要な能力の維持向上を目的として、本事業で得られた技術、知見、データ分析結果及び改善事例について、情報提供、研修、現場説明その他の技術移転に努めるものとする。研修等を実施する場合、具体的内容及び時期は、毎年度、奈良県と協議して定める。
- 5 受託者は、前各項の実施状況、参加者、教材、成果及び課題を記録し、年間業務報告書により奈良県へ報告するものとする。

(産官学連携)

第56条 受託者は、本事業の技術力の向上、維持管理の高度化、新技術の活用及び下水道事業の持続的発展に資するため、国、地方公共団体、大学、研究機関、企業その他の関係機関との連携に努めるものとする。

- 2 受託者が、本事業の対象施設、設備、運転データその他奈良県が管理する資産又は情報を用いて共同研究、技術検討又は技術実証を行おうとするときは、目的、実施内容、期間、実施体制、費用負担、安全管理、施設機能への影響、情報管理、知的財産、成果公表、原状回復及び責任分担を記載した実施計画書を提出し、あらかじめ奈良県の承諾を得なければならない。
- 3 前項の取組は、本事業の履行、施設の安全及び機能、法令遵守並びに県民サービスに支障を及ぼしてはならない。費用負担その他の条件は、個別の実施計画ごとに書面で定める。

- 4 受託者は、得られた成果の本事業への適用可能性について、性能、安全性、維持管理性、費用対効果その他奈良県が必要と認める事項を評価し、奈良県に報告するものとする。成果を本事業へ導入する場合は、奈良県の事前承諾を得るものとする。
- 5 前項の取組を通じてコスト縮減が認められた場合は、第7章プロフィットシェアの対象とする。

(広報・教育)

第57条 受託者は、奈良県と協力し、施設見学者の受付、日程調整、案内、説明、資料配付、安全誘導、実施記録並びに奈良県が事前に指示する下水道に関連するイベントへの対応を行うものとする。

- 2 受託者は、見学又はイベントの実施に当たり、施設の機能、安全、防犯、衛生及び情報セキュリティを優先し、奈良県が承諾した日時、区域、方法及び人数の範囲で実施するものとする。事故、災害、運転上の支障その他やむを得ない事情がある場合は、奈良県と協議の上、中止又は変更することができる。
- 3 受託者は、本件施設の概要、施設の役割及び下水道事業に関する理解促進を目的としたパンフレットを作成すること。年間250部程度消費することが想定されるが、内容を変える必要がある場合や部数に不足が出る場合には、それに対応し作成すること。なお、パンフレットの内容は現行と同等以上のものとし、印刷前には、奈良県の確認を受けること。
- 4 受託者は、前3項のほか、県内外の児童、学生、生徒その他若年層が下水道や水環境、公衆衛生への理解及び関心を深めることができるよう、教育及び学習の機会を提供するとともに、処理場施設を地域に開かれた施設として捉え、安全や防犯に配慮し、本来の機能を確保した上で、県民等が下水道について知り、学び、親しむことのできる環境の形成に努めるものとする。

第7章 プロフィットシェア

(目的及び基本的な考え方)

第58条 プロフィットシェアは、受託者の創意工夫を継続的に引き出し、その成果を奈良県及び受託者の双方に帰属させることにより、下水道事業の効率的かつ持続的な運営を図ることを目的とする。

- 2 受託者が、本書に定める要求水準を低下させることなく、企業努力、新技術の導入その他の新たな提案によりコスト縮減を実現した場合、当該縮減額について、奈良県と受託者で分配する。
- 3 プロフィットシェアの対象、手続、縮減額の算定方法、分配及び事業への再投資に係る具体的な取扱いは、本章及び契約書による。

(対象となるコスト縮減)

第59条 プロフィットシェアの対象は、第60条の手続により奈良県の承諾を得た提案（以下「業務改善提案」という。）の実施により生じたコスト縮減とする。

- 2 業務改善提案は、次の各号の要件をいずれも満たすものでなければならない。
 - 一 本書に定める要求水準及び提案書に示された水準を下回らないこと。
 - 二 施設の安全、機能及び法令遵守に支障を及ぼさないこと。
 - 三 事業期間終了後の奈良県の事業運営に支障を生じさせないこと。
 - 四 契約締結時に奈良県が見込んでいた支出との差額が、受託者の工夫によることが説明できること。
- 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げるものに起因する支出の減少は、プロフィットシェアの対象としない。
 - 一 リスク分担表に記載された内容に起因する事業費の増減
 - 二 物価、労務単価、電力単価、薬品単価その他市場価格の変動
 - 三 流入水量、水質、汚泥量その他施設の稼働状況の変化
 - 四 法令の制定又は改正、奈良県の指示その他受託者の責めに帰さない事由による業務範囲又は業務量の変更
 - 五 要求水準の未達、業務の未実施又は先送りに伴う支出の不発生

(業務改善提案の手続)

第60条 受託者は、事業期間中、随時、業務改善提案書を奈良県に提出することができる。奈良県は、受託者に対し業務改善提案の検討を求めることができる。

- 2 業務改善提案書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 提案の名称、対象業務及び対象施設又は対象区間
 - 二 現行の実施方法及び提案後の実施方法
 - 三 要求水準の遵守を確保できる理由及び品質・安全性に係る検証方法
 - 四 コスト縮減額の見込み、その算定根拠及び実コストの算定方法
 - 五 導入に要する初期費用、撤去費用（必要に応じて）、その負担者及び回収の見込み
 - 六 リスクの評価及び未達時の対応策
 - 七 分配の方法及び第 62 条に定める再投資の提案
 - 八 実施予定時期、効果の確認方法及び確認の時期
- 3 奈良県は、業務改善提案書を受けた日から奈良県が指定する期間内に、提案の可否、実施時期、縮減額の算定方法及び分配の方法を受託者と協議し、書面により回答するものとする。
- 4 奈良県が業務改善提案を承諾しない場合は、その理由を書面により示すものとする。この場合、受託者は、提案を修正して再度提出することができる。
- 5 承諾された業務改善提案の内容、協議の経緯及び合意事項は、受託者が記録として作成し、奈良県の確認を得た上で事業期間中保存する。
- 6 業務改善提案に伴い本書の規定又は別紙の内容を変更する必要がある場合は、奈良県及び受託者の合意により、当該変更後の内容を要求水準とする。

(縮減額の算定及び確認)

- 第61条 コスト縮減額は、業務改善提案を実施しなかった場合に要したであろう支出の額から、実施後の受託者の実コストを控除して算定する。具体的な算定式及び実コストの算定方法は、提案ごとに第 60 条第 3 項の協議により定める。
- 2 受託者は、前項の算定の根拠となる帳簿、見積書、請求書、契約書その他の資料を整備し、奈良県の求めに応じて提示すること。算定対象期間は、事業期間とする。
 - 3 受託者は、プロフィットシェアの対象となる業務に係る経理を、その他の業務に係る経理と区分し、常に縮減の状況を把握できる状態にしておくこと。
 - 4 縮減額の確定は、年度ごとに行うものとし、受託者は、年間業務報告書に当該年度の縮減額、算定過程及び分配の状況を記載すること。
 - 5 奈良県は、前項の報告について、第 12 章に定めるモニタリングの機会に併せて確認を行うことができる。

(分配及び事業への再投資)

第62条 プロフィットシェアの分配割合は、受託者の提案を基礎とし、契約書に定めるところによる。

- 2 受託者は、分配を受ける額の一部又は全部を、次の各号に掲げる取組に再投資することを提案することができる。
 - 一 事業改善（新技術の導入、デジタル技術の活用、点検・調査の高度化等）
 - 二 地域貢献（地元企業及び地元人材の活用、技術継承、災害時協力体制の充実等）
 - 三 広報及び見学対応（施設見学の充実、下水道の日等のイベント協力、出前授業、周辺清掃その他の地域活動、情報発信等）
 - 四 その他奈良県が前各号に準ずると認める取組
- 3 奈良県が承認した再投資については、当該再投資額をプロフィットシェア配分対象額から控除できるものとする。再投資の対象、金額、確認方法等は奈良県と受託者が協議して決定する。
- 4 前項の再投資を行う場合、受託者は、対象とする取組、充当する額、実施時期及び期待する効果を奈良県が指定する様式により提出し、承諾を得ること。実施後は、実施内容及び効果を年間業務報告書により報告すること。
- 5 再投資により実施する取組は、本書に定める要求水準を上回る内容でなければならない。要求水準の遵守に必要な取組は、再投資として取り扱わない。
- 6 受託者は、提案書において再投資の考え方を示した場合は、これに従って実施すること。実施が困難となった場合は、その理由及び代替となる取組を奈良県に報告し、協議すること。

(知的財産及び成果、償却資産の取扱い)

第63条 業務改善提案に伴い生じた知的財産権の帰属及び利用条件は、奈良県及び受託者が提案ごとに書面で定める。

- 2 受託者は、業務改善提案により導入した手法、設備及びデータについて、事業期間終了後に継続利用の要否を奈良県と受託者の協議により決定する。奈良県又は奈良県が指定する者が継続して利用する場合、必要な引継を行うこと。継続利用に追加の費用を要する場合は、提案時または事業期間終了時にその見込みを示すこと。
- 3 業務改善提案に伴い取得した設備等の償却資産については、取得費用、維持管理費用、撤去費用、残存価値及び事業終了時の取扱いを業務改善提案書に記載すること。プロフィットシェア算定への反映方法は個別に協議して定める。

第8章 既存施設等の確認

（事業開始時確認）

第64条 奈良県及び受託者は、事業開始時に既存施設等の健全性を確認し、受託者は確認結果を「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、奈良県に提出し、奈良県の承諾を得ること。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、奈良県及び受託者が協議の上、定めるものとする。

- 2 奈良県は、既存施設等の確認に必要な既存施設等の設置年数、機能、仕様、数量、修繕・故障の履歴等を網羅した情報及びその他台帳並びに関連図書類を準備し、受託者に提供又は閲覧させる。
- 3 奈良県及び受託者は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、打合せを行うこと。

（契約終了時（事業期間満了時）確認）

第65条 受託者は、事業期間終了日の 60 日前までに既存施設等の健全性を確認し、その結果を「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、奈良県に提出し、奈良県の承諾を得ること。なお、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、奈良県及び受託者が協議の上、定めるものとする。

- 2 奈良県及び受託者は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、打合せを行うこと。

（契約解除時確認）

第66条 受託者は、奈良県及び受託者が協議の上定めた日までに既存施設等の健全性を確認し、その結果を「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、奈良県に提出し、奈良県の承諾を得ること。なお、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、奈良県及び受託者が協議の上、定めるものとする。

- 2 奈良県及び受託者は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、打合せを行うこと。

（確認方法）

第67条 受託者は、奈良県立ち合いの上で、既存施設等の健全性（本業務を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有し、著しい損傷がない状態であること。）を確認すること。

- 2 既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、奈良県と受託者が協議の上、定めること。

(確認対象)

第68条 既存施設等の確認対象は、別紙 1 に示す施設、設備機器及び装置とするが、奈良県と受託者が協議の上、確認対象とする設備等を決定すること。

(契約不適合に対する措置)

第69条 受託者は、第 64 条による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めに従うものとする。

2 奈良県は、第 65 条及び第 66 条による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めに従うものとする。

第9章 移行期間

（奈良県及び受託者の役割）

第70条 移行期間における業務引継等は、受託者が主体的に実施すること。

- 2 奈良県又は奈良県の指定する者は、受託者の要求する本件施設の習熟に必要な本件施設の情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行うものとする。

（基本実施計画）

第71条 受託者は、移行期間における情報把握、教育訓練、引継ぎ及び準備事項を整理した基本実施計画を作成し、奈良県に提出すること。

（習熟及び準備）

第72条 受託者は、移行期間中に本件施設の運転スキル、設備特性、過去実績、異常時対応、水質特性及び管路特性、別紙 17 に記載の事項、その他必要な事項について習得し、移行期間終了日から本業務を履行できるよう準備すること。

（実施体制）

第73条 移行期間中、奈良県の実施体制は、現行体制を維持すること。

- 2 受託者は、提案した勤務体制など、基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備すること。

（移行期間の延長等）

第74条 受託者は、移行期間中に本業務の全部又は一部の履行に必要な事項の習得が困難なときは、移行期間終了日の 7 日前までに、その事由及び延長期間等を明らかにした上で、第 71 条の基本実施計画の変更計画を附して、奈良県に移行期間の延長を申し出ることができるものとする。

- 2 奈良県は、受託者による本業務の全部又は一部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を承諾するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、受託者に増加費用又は損害が生じるときは、受託者が負担するものとする。その額は、奈良県及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- 3 奈良県は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料について、移行期間の延長に伴い追加的に必要となる費用が発生した場合は、その発生原因及び責任の所在に応じて奈良県と受託者が協議の上、負担者及び負担額を決定する。

- 4 前項の追加的に必要となる費用とは、移行期間中の業務実施体制の維持に必要な人件費、事務費、通信費、システム利用料、保険料、研修費、引継費その他移行業務の継続に直接必要となる費用をいう。
- 5 前項の費用には、本業務開始後に通常発生する運転管理費、保守点検費、薬品費、修繕費、燃料費、電力費その他施設運営に係る費用は含まない。
- 6 受託者の移行期間の延長の申し出に、合理的かつ正当な事由がなく、本業務が不履行となる恐れがあるときの措置は、契約書の定めによるものとする。

第10章 施設改良等

(施設改良等)

第75条 受託者は、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、契約書に基づき、本件施設の一部について変更又は改良等もしくは本件施設への設備設置を行うことができるものとする。

- 2 受託者は、施設の変更、改良又は設備設置を行う場合、別紙 18 に示す事項について記載した実施計画（以下、「施設改良等実施計画」という。）を奈良県に提出し、承認を得た上で実施すること。
- 3 施設改良等実施計画は、施設改良等を実施する日の 30 日前までに奈良県に提出すること。奈良県は、この計画を受理したときは、速やかに受託者と協議した上で、施設改良等を実施する日の 10 日前までに施設改良等実施計画について可否を決定するものとする。
- 4 受託者は、本件施設の一部の変更又は改良等もしくは設備設置が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に、変更又は改良等もしくは設備設置に関する工事写真、施工図面、その他必要事項について、実施報告書を作成し、奈良県の承認を得るものとする。なお、実施報告書は 2 部作成し、奈良県及び受託者が、それぞれ 1 部を事業期間終了日まで保管するものとする。
- 5 本件施設の一部の変更又は改良等もしくは設備設置により、要求水準書に変更が生じるとき、要求水準書の変更により、奈良県又は受託者に費用の変更又は損害が生じたときの措置は、契約書の定めるところによるものとする。
- 6 契約書の定めるところにより、変更又は改良等もしくは設備設置を実施した部分の原状に復したことの確認は、施設改良等実施計画及び実施報告書に基づいて行うこと。

第11章 業務報告書類

(日報・月報・年報)

第76条 受託者は、別紙 19 に示す事項を記載した業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書を作成し、契約書に基づき奈良県へ提出すること。

第12章 モニタリング及び要求水準未達時等の措置

(モニタリング)

第77条 奈良県は、月間及び年間の業務実施状況について、報告書、現地確認、ヒアリング、その他必要な方法により別紙 20 に示す内容について確認を行う。受託者はこれに協力すること。

(未達時措置)

第78条 要求水準未達が判明した場合、受託者は別紙 20 に示す事項について記載した改善計画書を作成し、奈良県に提出のうえ、改善状況を報告すること。委託料の支払停止、減額又は調整に係る事項は、契約書による。

(委託料の額の調整)

第79条 異常降雨、その他奈良県及び受託者の責めに帰することのできない事由により、流入状況又は処理条件に著しい変化が生じ、薬品使用量の増加、その他本業務の実施に重大な影響を及ぼした場合は、奈良県及び受託者は契約書の定めに基づき、委託料、その他必要な事項について協議すること。

第13章 危機管理

(危機管理計画)

第80条 受託者は、災害、事故、水質異常、異常水量、管路破損、臭気その他想定される緊急事態に備えた危機管理計画書を作成し、奈良県に提出のうえ、承諾を得ること。なお、危機管理計画書への記載事項は、別紙 21 に示す。

(役割分担及び費用負担)

第81条 受託者が行う危機管理の対象は本件施設であり、災害又は事故等発生時における奈良県及び受託者の役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする。なお、奈良県及び受託者の費用負担等については、契約書の定めに従うものとする。

(緊急時対応)

第82条 受託者は、奈良県の指示に従い、緊急事態発生時に初動対応、奈良県への連絡、応急措置、監視及び報告を行うこと。

(水防体制)

第83条 受託者は、奈良県が策定する奈良県流域下水道センター水防計画書に準拠し、関係法令及び現行の運用体制を踏まえた水防計画書を作成し、必要な水防体制を確立すること。

第14章 契約終了時の措置

（業務引継書）

第84条 受託者は、事業開始後 6 箇月以内に別紙 22 に示す事項を記載した業務引継書を作成し、契約終了まで最新の状態に維持すること。

（業務引継期間）

第85条 受託者は、事業期間満了に伴い契約が終了するときは、奈良県の指示に基づいて、事業期間の終了日までに奈良県又は奈良県の指定する者に業務引継を行うこと。

- 2 契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担、その他必要事項について、奈良県及び受託者が協議の上で定めるものとする。
- 3 業務引継に係る費用は、引継ぎを行う費用は受託者が負担し、引継ぎを受ける費用は奈良県又は奈良県の指定する者が負担するものとする。

（設備譲渡）

第86条 受託者が設置した設備等の譲渡又は清算を行う場合の取扱いは、契約書による。